

大妻女子大学学術研究倫理憲章

大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の理念である「女性の自立のための女子一貫教育」を継承するとともに、人間生活文化活動の多方面に亘る真理を考究し、水準の高い研究成果を生み出すことにより、変化する社会環境に対応する新たな知の創造に努める。すなわち、本学の学術研究が、常に時代の変化に適応し、自由な研究活動の遂行を確保しつつ、社会からの信頼と負託に応えられるよう、我が国の高等教育機関としてふさわしい責任意識をもってなされるべきであると考えらる。

したがって、本学は、本学の学術研究に携わるすべての者が遵守すべき基本的な倫理規範として大妻女子大学学術研究倫理憲章をここに定め、本学の学術研究に携わるすべての者が、この憲章を遵守することを誓約する。

1. 本学は、学術研究を通じて、人類の福祉や世界平和など、人類共通の課題の解決に貢献する。
2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、動物愛護、地球環境の保全等に配慮し、公益の増進に貢献する。
3. 本学は、学術研究を遂行するにあたり、人権を尊重し、個人情報保護に留意し、思想、国籍、性別、年齢等による差別や一切のハラスメント行為が生じないように努める。
4. 本学は、国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規定を遵守し、社会的良識をもって誠実に学術研究を遂行する。
5. 本学は、学術研究の公正性、透明性を重視し、その成果を中立性、客観性をもって適切に発信することにより、時代や社会の信頼や負託に応える。
6. 本学は、研究倫理に関わる教育・研修、研究環境の改善・整備および安全管理等に努め、研究活動における不正行為が起こらない環境づくりに努める。

附則

この憲章は、令和2年4月1日から施行する。